

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和7年5月14日

秋田市長 沼谷 純

### 1 入札に関する事項

(1)委託名	戸籍の氏名の振り仮名記載に係るコールセンター業務委託
(2)仕様書	別紙のとおり
(3)履行場所	事前に秋田市と協議し受託者が管理する施設内とした場所
(4)履行期間	契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで
(5)入札参加要件	ア 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること イ 過去2年間に本市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と同種又は類似業務の契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと オ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと カ 市税に滞納がないこと キ 「ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム」の認証取得又はこれと同等の規格の要求事項に適合した個人情報保護のための対応が可能であること
(6)入札参加申込み	
受付期間	令和7年5月14日(水)から令和7年5月27日(火)まで (※土・日曜日を除く、午前9時から午後5時まで ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする)
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所市民生活部市民課総務担当(本庁舎1階)
(7)指名(非指名)通知	令和7年6月3日(火)までに電子メールで通知
(8)入札	
日時	令和7年6月11日(水) 午前10時30分(予定)
場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎1階 1-A会議室

	最低制限価格	設定あり
	入札保証金	入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、秋田市財務規則第109条第1項の各号のいずれかに該当したときは、免除する。納付方法については、秋田市財務規則、別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照すること。
(9)	契 約 日	令和7年6月17日（火）（予定）

## 2 注意事項

### (1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 営業経歴書（様式2）

(ウ) 納税証明書（写し可）

市税に未納がないことの証明書（秋田市市民税課又は中央、東部および南部別館を除く各サービスセンターで、「納税証明書（完納証明書）」の発行を受けること）。参加申込日前1か月以内に発行されたもの

(エ) 法人の登記事項証明書（写し可）

参加申込日前3か月以内に発行されたもの

(オ) 誓約書（様式3）

(カ) 「ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム」の認証取得又はこれと同等の規格の要求事項に適合した個人情報保護のための対応が可能であることが確認できるもの

(キ) 入札保証金に関する書類（様式①～④のうち必要なもの）

イ 申込書の提出は、持参（土・日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により行ってください。

ウ 申込書等の様式は、市民課総務担当又は秋田市ホームページから入手してください。

### (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている方に指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名および非指名通知は、電子メールで行います。

### (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

エ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

ク 契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承のうえ参加してください。

#### (4) 入札保証金および契約保証金について

秋田市財務規則の規定により、入札保証金および契約保証金の納付が必要となる場合があります。入札保証金については、別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」により金額や納付方法、免除できる場合などについて確認してください。契約保証金については、落札後に別途通知します。

#### (5) 仕様書等に関する質問について

ア 仕様書等の内容について質問がある場合は、令和7年5月19日（月）午後5時までの間に電子メールにより提出すること。

イ 回答は、令和7年5月21日（水）までに秋田市ホームページに掲載する。

### 3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市市民生活部市民課総務担当

電 話 018-888-5626

F A X 018-888-5627

E-mail ro-ctct@city.akita.lg.jp

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。